

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



## 軽自動車の廃車・譲渡などの手続きをお忘れなく

軽自動車(原付、自動二輪、軽二輪、軽四輪、小型特殊)税種別割は、毎年4月1日現在の所有者にかかります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があったときは、必ず次の届出場所が必要な手続きを行ってください。手続きを行わないと軽自動車税種別割が課

### 軽自動車の異動(取得・廃車・譲渡)届出先

種別	届出場所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	役場 税務課 ※届出者の本人確認ができるもの (マイナンバーカード・免許証等)が必要です。
軽四輪	軽自動車検査協会愛知主管事務所 名古屋市港区いろは町2丁目56番1 ☎050(3816)1770 🌐https://www.keikenkyo.or.jp
軽二輪 (125cc超) 自動二輪 (250cc超)	中部運輸局愛知運輸支局 名古屋市中川区北江町1丁目1番地の2 ☎050(5540)2046 🌐https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/

税されたり、お手元に納税通知書等が届かないなどトラブルの原因となります。なお、これらの手続きを業者など他の方に依頼した場合、確実になされているかどうかを確認してください。

**注意** 売却・譲渡・盗難等で現在所有していても、手続きをしないと登録された状態のままとなり、課税の対象となります。

**問合せ先** 役場 税務課  
内線 175・176

## 軽自動車検査協会からのお願ひ 軽自動車の名義変更・廃車等の届出について

毎年3月は軽自動車税種別割申告等の関係から、軽自動車の名義変更・廃車等の届出が集中し、窓口が大変混雑します。このため、名義変更・廃車等の届出はできる限り3月中旬ごろまでに済ませていただくようお願いいたします。

また、窓口におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用・手指のアルコール消毒、3密の回避に努めていただきますようご協力をお願いいたします。

**問合せ先** 軽自動車検査協会愛知主管事務所  
☎050(3816)1770

## 無料税務相談所

東海税理士会津島支部主催により、無料税務相談所を開設しています。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、お気軽にご相談ください。

**とき** 毎月第2火曜(8月除く)  
午前10時～正午、午後1時～3時

時(1人45分以内)

**ところ** 東海税理士会津島支部  
(津島市立込町3丁目26の2  
ツシマウール会館1階)

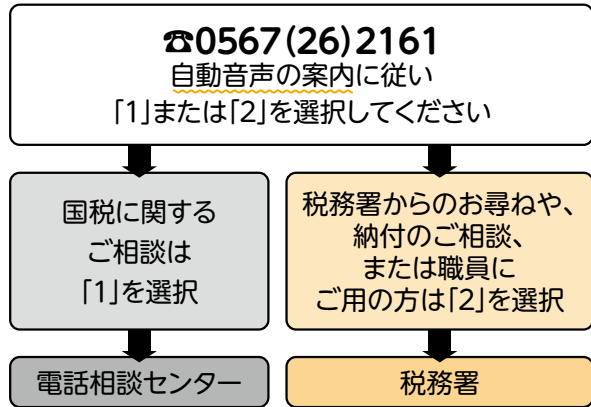
**申込方法** 事前の予約制で行いますので、開催日の前日までに東海税理士会津島支部へ電話でご予約ください。

**その他**  
・ 税務書類等の作成や、個別の具体的な計算は行いません。  
・ 開設日が祝祭日の場合は、翌日となります。

**申込・問合せ先** 東海税理士会津島支部  
☎0567(23)0455  
(事務局受付 平日午前9時～正午、午後1時～3時)



## 津島税務署(電話案内)



**津島税務署からのお知らせ**

4月から、津島税務署の窓口での納税が、午前9時から午後4時までとなります。ご理解とご協力をお願いします。

また、窓口納付以外に次の納付方法があります。

詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp>

**問合せ先** 津島税務署  
 ☎0567(26)2161

※電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

## 納付方法のご紹介

自宅 で 完 結 !	口座振替による納付	事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引き落としにより納付することができます。 ※ご利用に当たっては、事前に税務署または希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を提出する必要があります。
	ダイレクト納付	ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座(複数の預貯金口座が利用可能)から、即時または納付日を指定して、口座引き落としにより納付することができます。 ※ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用手続きを行った上、ダイレクト納付専用の届出書を提出する必要があります。
	クレジットカード納付	パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払いサイト」( <a href="https://kokuzei.noufu.jp">https://kokuzei.noufu.jp</a> )へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。 ※納付税額に応じた決済手数料がかかります。
	インターネットバンキング等からの納付	インターネットバンキングやATM等から納付できます。 ※ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。
	QRコードを利用したコンビニ納付	パソコンやスマホから納付に必要な情報(氏名や税額など)を「QRコード」(PDFファイル)として作成し、出力またはスマホに保存の上、コンビニで「QRコード」を「Loppi」「Famiポート」端末に読み取らせることで、バーコード(納付書)を出力し、コンビニで納付することができます。 ※利用可能額は、バーコード(納付書)1枚につき30万円以下です。
	金融機関での納付	納付書をお持ちであれば、金融機関で、現金に納付書を添えて納付することができます。 ※納付書は税務署や申告会場でお受け取りください。

## 歯の健康講座

海部歯科医師会

### 「パ」「タ」「カ」の発声 何回かきゅんっ。

先日、「最近、食事によく食べべこぼすようになり、嫁さんに注意されるようになった。この入れ歯が悪いような気がする。」と訴える患者さんが来院しました。入れ歯は特に問題なく、それはあなたのお口の機能が弱ってきているせいだと説明しましたが、なかなか腑に落ちないようでしたので、「口腔機能の検査をしましょう」とお話をしました。他にも、「食事中にむせる」、「滑舌が悪いようだ...」と心配して来院される患者さん。これらは、歯や口の働きの軽微な衰え、つまり口腔機能の低下(オーラルフレイル)の可能性がります。歯科医院では専門的な機器を使って詳しく検査をしますが、ご家庭の場合「パ」「タ」「カ」の発声テストでチェックすることができます。

「パ」...食べ物をおからこぼさない唇の動き  
 「タ」...食べ物押しつぶす・飲み込む動き  
 「カ」...誤嚥せずに食べ物食道へと送る筋肉の動き

これらの働きを、連続して5秒間に何回発声できるかで調べます。例えば、数えるのが少し難しいですが、「パ」を5秒間で30回以上連続して発声できれば健全です。これらは「滑舌」が低下していないかを調べるのにも有効です。

いかがでしょうか? 実際やってみるとなかなかハードルが高いことに気が付きます。若い人たちでもできない(口腔機能が低下している)人が少なからずいます。

この「パ」「タ」「カ」の発声は、口腔体操の一つでもあり何回も練習することでお口の機能を向上して行くことができます。「あれ!」と思ったら「パ」「タ」「カ」です。